

貸付けの条件の変更等の実施状況について
(平成 25 年 3 月末時点)

神奈川県歯科医師信用組合

平成 21 年 12 月 4 日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第 4 条及び第 5 条に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況を以下のとおり公表いたします。

(表 1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	10	126	317	363	439	492	607	856	918	960	1,114	1,161	1,225	1,245
うち、実行に係る貸付債権の額	0	108	298	298	371	448	558	764	850	909	1,053	1,093	1,151	1,169
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	18	18	18	32	32	32	32	32	34	34	34	34
うち、審査中の貸付債権の額	10	18	0	46	50	0	0	43	19	1	0	6	12	15
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	11	15	15	15	15	25	25	25	25

(表 2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末	平成 23 年 12 月末	平成 24 年 3 月末	平成 24 年 6 月末	平成 24 年 9 月末	平成 24 年 12 月末	平成 25 年 3 月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	5	13	23	25	36	43	49	60	66	70	86	93	100	102
うち、実行に係る貸付債権の数	0	11	21	21	29	37	42	52	57	62	82	82	89	92
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	2	2	2	5	5	5	5	5	6	6	6	6
うち、審査中の貸付債権の数	5	2	0	2	5	0	0	1	2	1	2	2	2	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	3	3	3	3

(表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	0	8	11	11	22	22	69	120	120	169	180	262	399	410
うち、実行に係る貸付債権の額	0	8	11	11	22	22	69	109	120	120	131	185	258	350
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	27	91	10
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	48	48	48	48

(表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	0	1	2	2	3	3	4	6	6	7	8	12	18	19
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	2	2	3	3	4	5	6	6	7	10	14	17
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1